

排水設備工事に係る取扱要綱

平成 19 年 3 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

追録第 4 号

| 手順 種別 | ぬきとるページ | 枚数 | 追録から加える ペー ジ | 枚数 | 加えるところ |
|----------|--------------------|----|--------------------|----|------------|
| 総目次 | | | | | |
| 第 1 部 | 5 から 6 まで | 1 | 5 から 6 まで | 1 | 第 1 部表紙の次へ |
| | 9 から 12 まで | 2 | 9 から 12 まで | 2 | 8 の次へ |
| | 13 から 16 まで | 2 | 13 から 16 まで | 2 | 7. 別表の次へ |
| 第 2 部 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 第 3 部 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 第 4 部 | 79-8 から 79-9 まで | 1 | 79-8 から 79-9 まで | 1 | 79-7 の次へ |
| 第 5 部 | 89 から 90 まで | 1 | 89 から 90 まで | 1 | 88 の次へ |
| | 97 | 1 | 97 | 1 | 96 の次へ |
| | | | | | |
| 参考資料 | | | | | |

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

第1部

1. 目的

この取扱は、函館市における排水設備工事の適正を図るため、工事に必要な事項を定める。

1. 排水設備工事は、下水道法、函館市下水道条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. この取扱に特に記載していない排水設備工事の設計施工技術に関する資料は、社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」などによるものとする。
3. その他、この取扱に記載されていない事項については、函館市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

2. 下水道の概要

（1）用語の定義

- ① 下水とは、生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水（以下「汚水」という。）または雨水をいう。
汚水とは、人間の消費生活または生産活動に伴って生ずるすべての不用な水をいい、雨水とは、雪解け水、湧水等の自然水をいう。
- ② 公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- ③ 流域下水道とは、もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、および処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- ④ 排水設備とは、公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地所有者、使用者または占有者が下水（生活廃水、事業用廃水、雨水等）を公共下水道に流入させるために必要な排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- ⑤ 除害施設とは、函館市下水道条例第5条の2および第5条の3の各号に掲げる項目の基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除する場合に設ける施設をいう。

(2) 下水の排水に関する区域

① 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる区域で、下水道法第9条第1項の規定により公示された区域とする。

② 处理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理できる区域で、下水道法第9条第2項の規定により公示された区域とする。

③ 分流改造区域

ア 終末処理場に接続されていない合流式下水道として整備した区域で、その後、終末処理場に接続した公共下水管の布設整備を行い、分流式の排除方式とするために分流改造工事を必要とする区域とする。

イ 区域は、新川町、上新川町、海岸町、大繩町、松川町、万代町、浅野町、吉川町、北浜町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、追分町、亀田町、大川町、田家町、白鳥町、八幡町および宮前町の全域と松風町、若松町、千歳町および亀田港町の一部の区域とする。

(3) 排除方式

① 合流式

汚水と雨水を混在して公共下水道（合流管）に排除し、終末処理場で処理する方法。

② 分流式

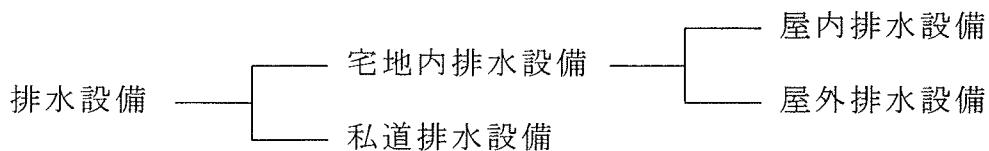
汚水は公共下水道（污水管）に排除し終末処理場で処理し、雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に排除し河川等に排水する方法。

3. 排水設備の設置

(1) 排水設備等の要件

個人、事業場等が私費で設けるもので、排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物または敷地内等の水受け容器、水洗便所およびタンク、雨水を受ける設備、排水管、柵、除害施設等の付帯設備は、排除すべき汚水または雨水を円滑かつ速やかに流下させ、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

(2) 排水設備の種類



(3) 排水設備の設置者

- ① 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地（③の土地は除く。）にあっては、当該土地の所有者
- ③ 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

(4) 水洗便所への改造義務等

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、処理開始の日から3年以内に水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

ただし、建築物が近く解体または移転の予定のもの、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(5) 排水設備工事の区分

① 水洗工事

ア 建築物から排除されるすべての汚水を、公共下水道（汚水管）に接続する工事

イ 台所、洗面所、風呂等の汚水排水管が既に公共下水道に接続されている建物で、便所を水洗化する工事

② 雜排水工事

ア 台所、洗面所、風呂等の汚水（水洗便所を除く。）を公共下水道（汚水管）に接続する工事

イ 工場等の事業に起因し、もしくは付随する汚水を公共下水道に接続する工事

ウ 雨水（雪どけ水、湧水等の自然水）および雨水と同程度

以上に清浄な水を、公共下水道（雨水管）または側溝等（分流区域）もしくは公共下水道（合流区域）に排除する工事

エ 都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可に該当しない小規模な宅地造成で設置される排水管を公共下水道に接続する工事

③ 净化槽切替工事

ア 既存の建築物の浄化槽を廃止し、排水管、樹等を設置し、公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 汚水と雨水が混在している既存の浄化槽を廃止する場合は、汚水を公共下水道（污水管）に、雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に接続する工事

④ 分流改造工事

敷地内の排水設備を分流式に改造するため、管理者が必要な部分を切り替える工事

(6) 排水設備工事の種別

① 新設工事

ア 処理区域内の建物に新たに水洗便所、排水管、樹を設置し、公共污水樹に接続する工事

イ 処理区域内の建物に新たに排水管と樹（雑排水のみ）を設置し、公共污水樹に接続する工事

ウ 既設浄化槽を廃止し、公共污水樹に排水設備を接続する工事

② 増設工事

ア 分流改造地区の既存建物の便所を水洗化し、排水設備を公共污水樹に接続する工事

イ 排水設備のある既存建物に、更に排水設備を増やす工事

③ 改築工事

既に下水道使用料を納入している水洗化済み建物の建替え等に伴い、排水管や樹の一部を変更する工事

④ 撤去工事

建物の解体等により、不要になった既設排水設備を切り離し、公共污水樹への流入を防ぐ処理をする工事

⑤ 修繕工事

水受け容器や水洗便器等の取替や、排水管、樹を補修する工事

4. 除害施設

(1) 設置の目的等

① 工場、事業場排水には様々な物質が含まれているため、そのまま下水道へ流した場合は、管渠を腐食したり、有毒ガスを発生させて管渠の維持管理に支障をきたし、さらに下水処理場の機能に悪影響を及ぼす

すため、障害を防止し下水道施設を正常に維持することを目的に水質の規制を行う。

- ② 水質規制を受ける工場、事業場で排水の水質が基準を超える場合は、基準以内までに処理する必要があるため、除害施設（汚水処理施設）を設置する。

（2）事前調査

工場、事業場等からの排水の水質は、いかなる時でも排水基準に適合していなければならない。

また、除害施設の設置後、適合していなければ排水の停止等を命じることもある。

除害施設の計画にあたっては、次の項目について十分調査し適切なものを見出すこと。

- ① 事業場等の規模および操業形態
- ② 排水の発生量および水質
- ③ 操業工程における排水量の削減および水質の改善
- ④ 除害施設で処理した水の再利用および有用物質の回収

（3）水質および届出等

- ① 下水排除基準（別表1）
- ② 法令に定める届出書（別表2）
- ③ 使用開始等の届出をする下水の水質（別表3）
- ④ 事業場の業種と廃棄物の種類（別表4）
- ⑤ 水質汚濁防止法特定施設（別表5 No1～No7）
- ⑥ ダイオキシン類対策法特定施設（別表6）

5. 下水道の維持管理

（1）公共下水道

公道または公道に準ずる私道に、市が設置した管渠、柵、ポンプ施設等の維持管理は、管理者が行う。

（2）排水設備

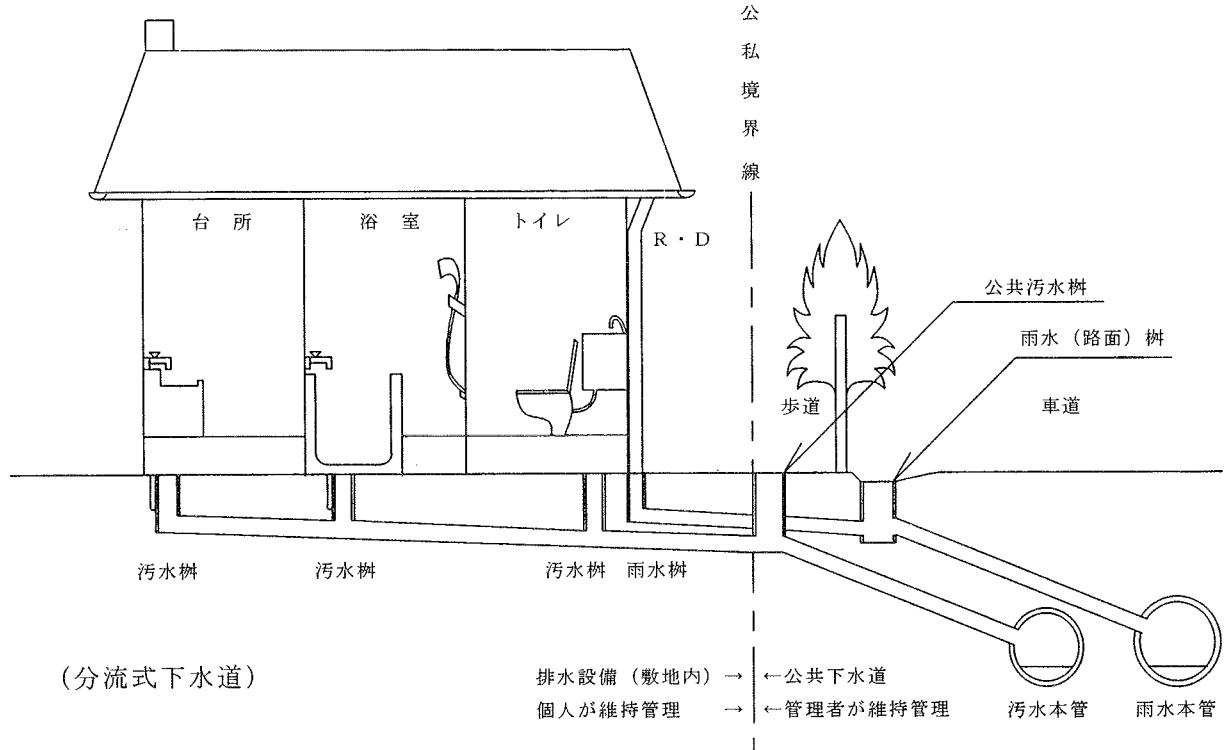
個人、事業場等が、私費で建物または敷地内等に設けた設備は、建物所有者等の負担で維持管理しなければならない。

ただし、建物所有者等が所在不明で管理上支障があり、管理者が必要と認める場合は、市がこれを負担し管理することがある。

（3）その他の下水道

あらゆる下水の排水施設を含む下水道の維持管理は、設置者または所有者の負担で維持管理を行うものとする。

一般住宅の場合



6. 申請等に係る手数料の取扱

処理区域として告示された区域内の建物所有者等は、下水道法の目的である公衆衛生の向上や公共用水域の保全と、公共下水道の利用の強制規定により、排水設備の設置義務や汲取便所の水洗化改造義務が課せられている。

また、管理者は公共下水道の管理のため、排水設備の設置に関し、排水設備工事の設計、施工については、函館市水道局指定排水設備事業者（以下「指定業者」という。）が行うこと、排水設備の技術上の基準確保のため、完成検査を行うこと等を函館市下水道条例で定めている。

このことから排水設備の設置は、市民に義務付けられたものであり、かつ、公共下水道の維持管理のため、排水設備工事確認申請審査及び完成検査を行うものであるため、これに係る手数料は徴収しない。

別表 1

下水排除基準

| 項 目 | 工場または事業場の基準値 | | |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 函館湾処理区域 | 南処理区域 | 函館市南部下水終末処理場 |
| | 函館湾浄化センター | | |
| 1 水素イオン濃度 (pH) | 水素指数 5 を超え 9 未満 | 水素指数 5 を超え 9 未満 | 水素指数 5 を超え 9 未満 |
| 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 6 0 0 未満 | 6 0 0 未満 | 6 0 0 未満 |
| 3 浮遊物質量 (SS) | 6 0 0 未満 | 6 0 0 未満 | 6 0 0 未満 |
| 4 カドミウム及びその化合物 | 0. 0 1 以下 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 |
| 5 シアン化合物 | 検出されないこと。 | 1 以下 | 1 以下 |
| 6 有機燐化合物 | 検出されないこと。 | 1 以下 | 1 以下 |
| 7 鉛及びその化合物 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 |
| 8 六価クロム化合物 | 0. 0 5 以下 | 0. 5 以下 | 0. 5 以下 |
| 9 硒素及びその化合物 | 0. 0 5 以下 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 |
| 10 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0. 0 0 0 5 以下 | 0. 0 0 5 以下 | 0. 0 0 5 以下 |
| 11 アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| 12 ポリ塩化ビフェニル | 0. 0 0 3 以下 | 0. 0 0 3 以下 | 0. 0 0 3 以下 |
| 13 トリクロロエチレン | 0. 3 以下 | 0. 3 以下 | 0. 3 以下 |
| 14 テトラクロロエチレン | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 |
| 15 ジクロロメタン | 0. 2 以下 | 0. 2 以下 | 0. 2 以下 |
| 16 四塩化炭素 | 0. 0 2 以下 | 0. 0 2 以下 | 0. 0 2 以下 |
| 17 1, 2-ジクロロエタン | 0. 0 4 以下 | 0. 0 4 以下 | 0. 0 4 以下 |
| 18 1, 1-ジクロロエチレン | 0. 2 以下 | 0. 2 以下 | 0. 2 以下 |
| 19 シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0. 4 以下 | 0. 4 以下 | 0. 4 以下 |
| 20 1, 1, 1-トリクロロエタン | 3 以下 | 3 以下 | 3 以下 |
| 21 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0. 0 6 以下 | 0. 0 6 以下 | 0. 0 6 以下 |
| 22 1, 3-ジクロロプロペン | 0. 0 2 以下 | 0. 0 2 以下 | 0. 0 2 以下 |
| 23 チウラム | 0. 0 6 以下 | 0. 0 6 以下 | 0. 0 6 以下 |
| 24 シマジン | 0. 0 3 以下 | 0. 0 3 以下 | 0. 0 3 以下 |
| 25 チオベンカルブ | 0. 2 以下 | 0. 2 以下 | 0. 2 以下 |
| 26 ベンゼン | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 |
| 27 セレン及びその化合物 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 | 0. 1 以下 |
| 28 ほう素及びその化合物 | 2 3 0 以下 | 2 3 0 以下 | 2 3 0 以下 |
| 29 ふつ素及びその化合物 | 1 5 以下 | 1 5 以下 | 1 5 以下 |
| 30 フェノール類 | 5 以下 | 5 以下 | 5 以下 |
| 31 銅及びその化合物 | 3 以下 | 3 以下 | 3 以下 |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 2 以下 | 2 以下 | 2 以下 |
| 33 鉄及びその化合物 (溶解性) | 1 0 以下 | 1 0 以下 | 1 0 以下 |
| 34 マンガン及びその化合物 (溶解性) | 1 0 以下 | 1 0 以下 | 1 0 以下 |
| 35 クロム及びその化合物 | 2 以下 | 2 以下 | 2 以下 |
| 36 ダイオキシン類 | 1 0 p g / l 以下 | 1 0 p g / l 以下 | 1 0 p g / l 以下 |
| 37 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 3 8 0 未満 | 3 8 0 未満 | 3 8 0 未満 |
| 38 ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 | (1) 鉱油類含有量 | 5 以下 | 5 以下 |
| | (2) 動植物油脂類含有量 | 3 0 以下 | 3 0 以下 |
| 39 窒素含有量 | 2 4 0 未満 | | |
| 40 燐含有量 | 3 2 未満 | | |
| 41 温度 | 4 5 度未満 | 4 5 度未満 | 4 5 度未満 |
| 42 沃素消費量 | 2 2 0 未満 | 2 2 0 未満 | 2 2 0 未満 |

備考

1 この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/l とする。

2 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表 2

法 令 に 定 め る 届 出 書

| 事業場 | 届出書の種類 | 法 令 | 届 出 事 由 | 届 出 義 務 者 | 届 出 期 限 | 備 考 |
|----------------------------|------------------|---------------------------------|--|---|---|-----|
| 特 定 事 業 場 | 1 公共下水道使用開始(変更)届 | 法第11条の2第1項 (省令第6条第1項) | 公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排出する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときもしくは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、または届出したときの下水の水量もしくは水質を変更しようとするとき。 | 公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシン類対策法特定施設をいう。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者 | 使用開始(変更)前 | |
| | 2 公共下水道使用開始届 | 法第11条の2第2項 (省令第6条第2項) | 特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。 | 公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者 | 使用開始前 | |
| | 3 特定施設設置届出書 | 法第12条の3第1項 (省令第8条第2項) | 公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第66号の2に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。 | 特定施設を設置しようとする者 | 届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。 1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査 | |
| | 4 特定施設使用届出書 | 法第12条の3第2項 (省令第9条第1項) | 公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。 | 当該施設を設置(工事中を含む。)している者 | 当該施設が特定施設となった日から30日以内 | |
| | 5 特定施設使用届出書 | 法第12条の3第3項 (省令第9条第1項) | 特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排出していた者が、終末処理場が設置されている公共下水道を使用することとなったとき。 | 当該特定施設を設置している者 | 公共下水道を使用することとなった日から30日以内 | |
| | 6 特定施設の構造等変更届出書 | 法第12条の4 (省令第10条第1項) | 特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量もしくは水質または用水もしくは排水の系統を変更しようとするとき。 | 当該届出をした者 | 届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。 1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査 | |
| | 7 氏名変更等届出書 | 法第12条の7 (省令第12条) | 特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。 | 当該届出をした者 | 変更があった日から30日以内 | |
| | 8 特定施設使用廃止届出書 | 法第12条の7 (省令第12条) | 特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。 | 当該届出をした者 | 使用を廃止した日から30日以内 | |
| | 9 承継届出書 | 法第12条の8第3項 (省令第13条) | 特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けもしくは借り受けたときまたは当該届出をした者について相続もしくは合併があったとき。 | 当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人 | 承継があった日から30日以内 | |
| 非 特 定 事 業 場 | 1 公共下水道使用開始(変更)届 | 法第11条の2第1項 (省令第6条第1項) | 公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排出する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときもしくは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、または届出したときの下水の水量もしくは水質を変更しようとするとき。 | 公共下水道を使用しようとする者(特定施設の設置者を除く。) | 使用開始(変更)前 | |
| | 2 除害施設設置計画届書 | 条例第5条の3第3項 (西京市下水道条例施行規則第4条) | 公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。 | 除害施設を設置しようとする者 | 除害施設設置前 | |

別表 3

使 用 開 始 等 の 届 出 を 要 す る 下 水 の 水 質

| 項 目 | 工場または事業場の基準値 | | |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 函館湾処理区域 | 南処理区域 | 函館市南部下水終末処理場 |
| | 函館湾浄化センター | 函館市南部下水終末処理場 | |
| 1 水素イオン濃度 (pH) | 水素指数 5.7 以下 8.7 以上 | 水素指数 5.7 以下 8.7 以上 | 水素指数 5.7 以下 8.7 以上 |
| 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 300 以上 | 300 以上 | 300 以上 |
| 3 浮遊物質量 (SS) | 300 以上 | 300 以上 | 300 以上 |
| 4 カドミウム及びその化合物 | 0.01 を超えるもの | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの |
| 5 シアン化合物 | 検出されるもの。 | 1 を超えるもの | 1 を超えるもの |
| 6 有機燐化合物 | 検出されるもの。 | 1 を超えるもの | 1 を超えるもの |
| 7 鉛及びその化合物 | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05 を超えるもの | 0.5 を超えるもの | 0.5 を超えるもの |
| 9 硒素及びその化合物 | 0.05 を超えるもの | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの |
| 10 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.0005 を超えるもの | 0.005 を超えるもの | 0.005 を超えるもの |
| 11 アルキル水銀化合物 | 検出されるもの。 | 検出されるもの。 | 検出されるもの。 |
| 12 ポリ塩化ビフェニル | 0.003 を超えるもの | 0.003 を超えるもの | 0.003 を超えるもの |
| 13 トリクロロエチレン | 0.3 を超えるもの | 0.3 を超えるもの | 0.3 を超えるもの |
| 14 テトラクロロエチレン | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの |
| 15 ジクロロメタン | 0.2 を超えるもの | 0.2 を超えるもの | 0.2 を超えるもの |
| 16 四塩化炭素 | 0.02 を超えるもの | 0.02 を超えるもの | 0.02 を超えるもの |
| 17 1, 2-ジクロロエタン | 0.04 を超えるもの | 0.04 を超えるもの | 0.04 を超えるもの |
| 18 1, 1-ジクロロエチレン | 0.2 を超えるもの | 0.2 を超えるもの | 0.2 を超えるもの |
| 19 シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.4 を超えるもの | 0.4 を超えるもの | 0.4 を超えるもの |
| 20 1, 1, 1-トリクロロエタン | 3 を超えるもの | 3 を超えるもの | 3 を超えるもの |
| 21 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.06 を超えるもの | 0.06 を超えるもの | 0.06 を超えるもの |
| 22 1, 3-ジクロロプロパン | 0.02 を超えるもの | 0.02 を超えるもの | 0.02 を超えるもの |
| 23 チラム | 0.06 を超えるもの | 0.06 を超えるもの | 0.06 を超えるもの |
| 24 シマジン | 0.03 を超えるもの | 0.03 を超えるもの | 0.03 を超えるもの |
| 25 チオベンカルブ | 0.2 を超えるもの | 0.2 を超えるもの | 0.2 を超えるもの |
| 26 ベンゼン | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの |
| 27 セレン及びその化合物 | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの | 0.1 を超えるもの |
| 28 ほう素及びその化合物 | 230 を超えるもの | 230 を超えるもの | 230 を超えるもの |
| 29 ふつ素及びその化合物 | 1.5 を超えるもの | 1.5 を超えるもの | 1.5 を超えるもの |
| 30 フェノール類 | 5 を超えるもの | 5 を超えるもの | 5 を超えるもの |
| 31 銅及びその化合物 | 3 を超えるもの | 3 を超えるもの | 3 を超えるもの |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 2 を超えるもの | 2 を超えるもの | 2 を超えるもの |
| 33 鉄及びその化合物 (溶解性) | 1.0 を超えるもの | 1.0 を超えるもの | 1.0 を超えるもの |
| 34 マンガン及びその化合物 (溶解性) | 1.0 を超えるもの | 1.0 を超えるもの | 1.0 を超えるもの |
| 35 クロム及びその化合物 | 2 を超えるもの | 2 を超えるもの | 2 を超えるもの |
| 36 ダイオキシン類 | 10 pg/l を超えるもの | 10 pg/l を超えるもの | 10 pg/l を超えるもの |
| 37 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 125 以上 | 125 以上 | 125 以上 |
| 38 ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (1) 鉱油類含有量 (2) 動植物油脂類含有量 | 5 を超えるもの 30 を超えるもの | 5 を超えるもの 30 を超えるもの | 5 を超えるもの 30 を超えるもの |
| 39 窒素含有量 | 150 以上 | | |
| 40 燐含有量 | 20 以上 | | |
| 41 温度 | 40 度以上 | | 40 度以上 |
| 42 沃素消費量 | 220 以上 | | 220 以上 |

備 考

1 この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/l とする。

2 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

別表 4

事業場の業種と廃棄物の種類

| 事業場の業種 | | 廃棄物の種類 |
|---|--|-----------------------------|
| 1 畜産農業又はサービス業 | | 動物のふん尿等 |
| 2 畜産食料品製造業 | | 廃牛乳、肉くず等 |
| 3 水産食料品製造業 | | 魚介類の内臓、廃調味液等 |
| 4 野菜、果実保存食料品製造業 | | 野菜くず、廃調味液等 |
| 5 みそ、しょう油製造業 | | 大豆殻、廃みそ、廃しょう油等 |
| 6 製あん業 | | 小豆殻、水さらし廃液等 |
| 7 飲料製造業 | | 廃飲料等 |
| 8 動物系飼料製造業 | | 動物系残さ、湯煮廃液等 |
| 9 動植物油脂製造業 | | 動植物の残さ、化学処理廃液等 |
| 10 めん類製造業 | | めんくず、湯煮廃液等 |
| 11 豆腐又は煮豆の製造業 | | 大豆殻、豆乳廃液等 |
| 12 新聞業、出版業、印刷業又は製版業 | | 廃現像液、廃インク等 |
| 13 化学肥料製造業 | | 廃肥料等 |
| 14 医薬品製造業 | | 廃医薬品等 |
| 15 農薬製造業 | | 廃農薬等 |
| 16 皮革製造業 | | 動物の死体、廃なめし液等 |
| 17 ガス供給業 | | 汚泥等 |
| 18 酸又はアルカリによる表面処理施設 電気めつき施設 | | 廃酸、廃アルカリ等 |
| 19 旅館業 共同調理場(学校給食施設) 弁当製造業 飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店 | | 廃天ぷら油、野菜くず、魚介類の内臓、肉くず、廃調味料等 |
| 20 洗たく業 | | 繊維くず、クリーニング汚泥および廃有機溶剤等 |
| 21 写真現像業 | | 現像液、定着液等 |
| 22 病院 | | 血液、廃消毒用有機溶剤、現像液、定着液等 |
| 23 と畜業又は死亡獣畜取扱業 | | 動物の血液、動物のふん尿等 |
| 24 自動車分解整備事業 自動式車両洗浄施設 | | 不凍液、エンジンオイル、廃塗料等 |
| 25 科学技術に関する事業場 | | 廃酸、廃アルカリ、検査等に使用した培地およびシャーレ等 |
| 26 一般廃棄物処理施設 | | 焼却灰等 |
| 27 し尿処理施設 | | くみ取し尿、汚泥、スカム等 |
| 28 特定事業場排出水の処理施設 | | 汚泥、スカム等 |

第6条 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

第7条 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項（工場または事業場の名称に限る。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は、許可をしようとするときは、関係機関と密接な調整を行わなければならない。

別表（第4条、第5条関係）

| 項目 | 基準値 | | 検定方法 |
|---|---|---|--|
| | 函館湾処理区域 | 南処理区域 | |
| 1 水素イオン濃度 (pH) | 水素指数5.8以上8.6以下 | 水素指数5.8以上8.6以下 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年建設省令第1号。以下「省令」という。)第8条第1号に規定する方法 |
| 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 15以下 | 15以下 | 省令第8条第2号に規定する方法 |
| 3 浮遊物質量 (SS) | 40以下 | 40以下 | 省令第8条第3号に規定する方法 |
| 4 大腸菌群数 | 3,000個/cm ³ 以下 | 3,000個/cm ³ 以下 | 省令第6条に規定する方法 |
| 5 カドミウム及びその化合物 | 0.01以下 | 0.1以下 | 省令第8条第9号に規定する方法 |
| 6 シアソニ化合物 | 検出されないこと。 | 1以下 | 省令第8条第10号に規定する方法 |
| 7 有機燐化合物 | 検出されないこと。 | 1以下 | 省令第8条第11号に規定する方法 |
| 8 鉛及びその化合物 | 0.1以下 | 0.1以下 | 省令第8条第12号に規定する方法 |
| 9 六価クロム化合物 | 0.05以下 | 0.5以下 | 省令第8条第13号に規定する方法 |
| 10 硫素及びその化合物 | 0.05以下 | 0.1以下 | 省令第8条第14号に規定する方法 |
| 11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.0005以下 | 0.005以下 | 省令第8条第15号に規定する方法 |
| 12 アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 | 省令第8条第16号に規定する方法 |
| 13 ポリ塩化ビフェニル | 0.003以下 | 0.003以下 | 省令第8条第17号に規定する方法 |
| 14 トリクロロエチレン | 0.3以下 | 0.3以下 | 省令第8条第18号に規定する方法 |
| 15 テトラクロロエチレン | 0.1以下 | 0.1以下 | 省令第8条第19号に規定する方法 |
| 16 ジクロロメタン | 0.2以下 | 0.2以下 | 省令第8条第20号に規定する方法 |
| 17 四塩化炭素 | 0.02以下 | 0.02以下 | 省令第8条第21号に規定する方法 |
| 18 1,2-ジクロロエタン | 0.04以下 | 0.04以下 | 省令第8条第22号に規定する方法 |
| 19 1,1-ジクロロエチレン | 0.2以下 | 0.2以下 | 省令第8条第23号に規定する方法 |
| 20 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4以下 | 0.4以下 | 省令第8条第24号に規定する方法 |
| 21 1,1,1-トリクロロエタン | 3以下 | 3以下 | 省令第8条第25号に規定する方法 |
| 22 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06以下 | 0.06以下 | 省令第8条第26号に規定する方法 |
| 23 1,3-ジクロロプロパン | 0.02以下 | 0.02以下 | 省令第8条第27号に規定する方法 |
| 24 チウラム | 0.06以下 | 0.06以下 | 省令第8条第28号に規定する方法 |
| 25 シマジン | 0.03以下 | 0.03以下 | 省令第8条第29号に規定する方法 |
| 26 チオベンカルブ | 0.2以下 | 0.2以下 | 省令第8条第30号に規定する方法 |
| 27 ベンゼン | 0.1以下 | 0.1以下 | 省令第8条第31号に規定する方法 |
| 28 セレン及びその化合物 | 0.1以下 | 0.1以下 | 省令第8条第32号に規定する方法 |
| 29 ほう素及びその化合物 | 230(海域以外10)以下 | 230(海域以外10)以下 | 省令第8条第33号に規定する方法 |
| 30 ふつ素及びその化合物 | 15(海域以外8)以下 | 15(海域以外8)以下 | 省令第8条第34号に規定する方法 |
| 31 フェノール類 | 5以下 | 5以下 | 省令第8条第35号に規定する方法 |
| 32 銅及びその化合物 | 3以下 | 3以下 | 省令第8条第36号に規定する方法 |
| 33 亜鉛及びその化合物 | 2以下 | 2以下 | 省令第8条第37号に規定する方法 |
| 34 鉄及びその化合物(溶解性) | 10以下 | 10以下 | 省令第8条第38号に規定する方法 |
| 35 マンガン及びその化合物(溶解性) | 10以下 | 10以下 | 省令第8条第39号に規定する方法 |
| 36 クロム及びその化合物 | 2以下 | 2以下 | 省令第8条第40号に規定する方法 |
| 37 ダイオキシン類 | 10pg/l以下 | 10pg/l以下 | 省令第8条第41号に規定する方法 |
| 38 化学的酸素要求量 (COD) | 160(日間平均値120)以下 | 160(日間平均値120)以下 | 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。)第30号に規定する方法 |
| 39 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100以下(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量) | 100以下(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量) | 検定方法第27号に規定する方法 |
| 40 ノルマルヘキサン (1)鉱油類含有量 抽出物質含有量 (2)動植物油脂類含有量 | 5以下 30以下 | 5以下 30以下 | 省令第8条第6号に規定する方法 |
| 41 窒素含有量 | 120(日間平均値60)以下 | | 省令第8条第7号に規定する方法 |
| 42 燐含有量 | 16(日間平均値8)以下 | | 省令第8条第8号に規定する方法 |

備考

- 1 この表に掲げる基準値の単位は、水素イオン濃度(pH)、大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については、mg/lとする。
- 2 「検出されないこと。」とは、検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 測定しなければならない項目のうち、管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは、当該項目については、測定を要しない。

排水設備工事検査表

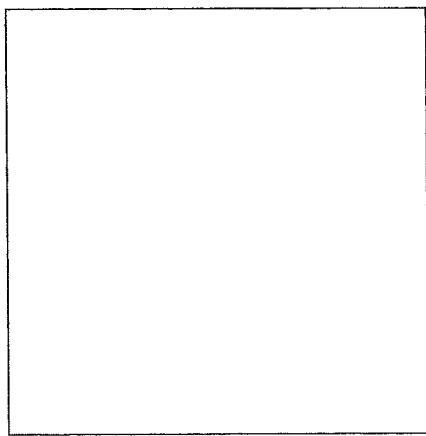
| | | | | | |
|--|----------|------|-------|--------|----------|
| ① 確認通知年月日 | 平成 年 月 日 | 受付番号 | 年 月 日 | 検査年月日 | 平成 年 月 日 |
| 確認申請者氏名 | 申請者 | 施工場所 | 町 丁目 | 施工業者番号 | 業者名 |
| 工事の施工者 | 新設 | 世帯数 | 工種 | 別 | 改築 |
| 申請者氏名 | 基準 | 新設 | 増設 | 改築 | ④ |
| 検査項目 | | | | | |
| 検査内容 | | | | | |
| ① 確認通知書の年月日を記入すること。 | | | | | |
| ② 立会い検査をした年月日を記入すること。 | | | | | |
| ③ 排水設備責任技術者の氏名を記入し押印すること。 | | | | | |
| ④ 確認申請書の工事種別に準ずること。 | | | | | |
| ⑤ 該当する箇所にチェック(レ)をすること。 | | | | | |
| 排水管の起点・終点・合流点・屈曲点等必要箇所に設置されている。 | | | | | |
| 樹木の設置箇所において、管内径の120倍以内に設置されている。 | | | | | |
| トラップ構の設置箇所に設置されている。 | | | | | |
| 樹木の根付形状 縦横がなく水平に設置され、ひび割れ・破損等が生じていない。 | | | | | |
| 樹・管の接続 樹木と樹木体が密着し、接縫が良好である。 | | | | | |
| 雨水排水管の接続 管内径が15cm以上が設置されている。 | | | | | |
| 間接排水管への接続 適正な排水口空間が確保されている。 | | | | | |
| 公共樹への接続 管接続部(仕上面等)の施工が良好である。 | | | | | |
| 排水状況 各器具から排水された流出状況は良好である。 | | | | | |
| 排水除害装置の接続方式に合わせて、污水・雨水の接続が適正である。 | | | | | |
| 埋戻し 挖削箇所の埋戻しは十分に密栓されている。 | | | | | |
| 付帯工事の処理 し尿を完全に汲み取り、清潔および消毒を行っている。 | | | | | |
| 達成改修工事 復旧(撤去・修理・整備・補修等)が良好である。 | | | | | |
| 排水洗い場排水口の異常・詰まり等の防止対策、および雨水の流入がない構造である。(汚水) | | | | | |
| 阻害器の設置 使用目的に適合した阻害器が適切な箇所に設置されている。 | | | | | |
| 地下渠合配管システム 組合配管漏開口部、および保守点検に必要なスペースが確保されている。 | | | | | |
| 無落雪排水管の使用 排除汚水料の算定ができる。 □ 井戸水 □ 温泉 □ その他() | | | | | |
| 地盤工事 方位が記入されている。 | | | | | |
| □ 拼接構架が記入されている。 | | | | | |
| □ 管路延長・管径・管径・勾配が記入されている。 | | | | | |
| □ 公私、隣接境界線が記入されている。 | | | | | |
| □ 公共樹等接続先が記入されている。 | | | | | |

工事写真(1)

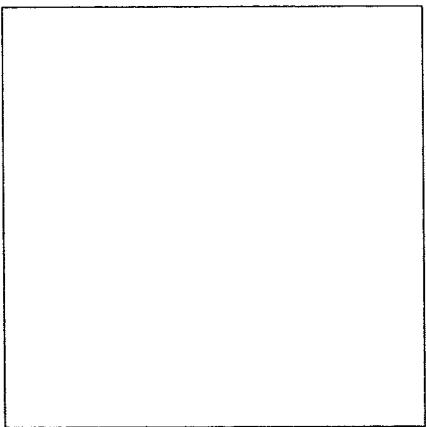
別紙10-1

水洗便所改造工事写真

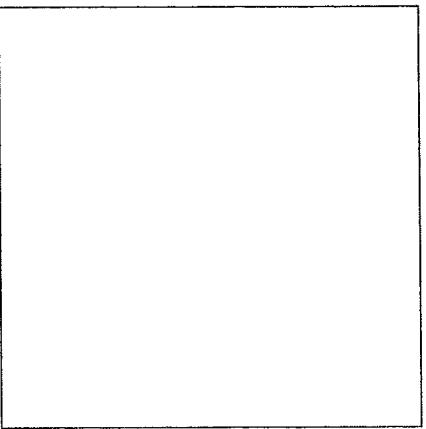
改造前(トイレ内部)



改造後(トイレ内部)



床下給水状況



| 工事名 | 水洗便所改造工事 |
|------|--------------|
| 施行場所 | 函館市 町 丁目 番 号 |
| 申請者名 | |
| 施行業者 | |

閲 覧 申 込 書

平成 年 月 日

| | | | | | | | |
|--------------------|--|---|---|----|-----|-----------|--|
| 請求者 | 氏 名 | | | | 電 話 | | |
| | 会 社 名 | | | | | (法人・個人) | |
| | 住 所 | | | | | | |
| 給水装置および排水設備台帳 | 設 置 場 所 | 函館市 | 町 | 丁目 | 番地 | 号 | |
| | 利 用 目 的 | <input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水管) | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| ※ 利用目的の□に✓を記入すること。 | | | | | | | |
| 複 写 申 込 | 閲 覧 項 目 | <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 給水管 | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 配水管 | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水管) | | | | | |
| | | ※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 複 写 申 込 | 有り 無し (どちらかに○) | | | | | |
| 複 写 資 料 | <input type="checkbox"/> 管路図 | 枚数 | 枚 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人竣工図) | 枚数 | 枚 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人竣工図) | 枚数 | 枚 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | 枚数 | 枚 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水管) | 枚数 | 枚 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) | 枚数 | 枚 | | | | |
| | ※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。 | | | | | | |

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

【取扱四】

| | |
|--------|---|
| 水道局確認欄 | |
| 担当職員 | 印 |

| | |
|--------|---|
| 水道局確認欄 | |
| 担当職員 | 印 |

